

有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱

令和4年5月6日決裁
令和5年3月24日一部改正
令和5年5月12日一部改正
令和6年4月26日一部改正

(目的)

- 第1条 県は、有機農業産地づくり推進事業実施要領（令和4年5月6日農林部長決裁）に基づき、有機農業産地づくり推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

- 第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。なお、支払方法については、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(交付申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第6条 補助金の交付の決定をした場合において、知事が必要があると認めるときは、補助金の概算払ができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の様式)

第7条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更(中止・廃止)について知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第4号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(遂行状況報告)

第9条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、様式第5号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内または3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項のただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後に、第3条第3項のただし書に該当した事業実施主体において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の額の確定通知書を受けた事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、様式第9号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第13条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式2の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産処分期限の緩和期間等)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の経由)

第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、事業実施主体の主たる事務所の所在地を所管する農林振興センター所長を経由するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 事業実施主体は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したとするものとする。

附 則

本要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

1 本要綱は、令和5年3月24日から施行する。

2 本要綱の施行の際現にされている規則第4条第1項の申請については、なお従前の例による。

附 則

本要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別表（第2条、第7条、第8条関係）

経 費	補助率	重要な変更	
		経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
<p>有機農業産地づくり推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>ア 有機農業実施計画の策定</p> <p>イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践</p> <p>ウ 飛躍的な拡大産地の創出</p>	<p>定額、2分の1以内（機械リースについては2分の1以内とする。）</p>	<p>事業費又は経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増</p> <p>4 事業費又は補助金等の30%を超える減</p>

別添

暴力団排除に関する誓約事項

事業実施主体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業と実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第1号（第3条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金の交付を別紙様式1のとおり受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

別紙様式 1

1 補助金交付申請額

円

2 補助事業等の目的及び内容

3 経費の配分

事業概要	交付対象 経費	負担区分			備考
		県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	

- (注)
- 1 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 - 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 - 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 国又は地方公共団体の一般会計
 - 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
 - 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

- (1) 事業実施計画書の写し
- (2) その他特に知事が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払（概算払）とする。
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、有機農業産地づくり推進事業実施要領（令和4年5月6日農林部長決裁）、有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱（令和4年5月6日農林部長決裁）に定めるところに従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費につき、重要な変更に関し該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
 - (7) 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。
 - (8) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（3の規定

により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)をその金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、速やかに知事に報告しなければならない。

- (9) 額の確定の通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければならない。
- (10) 補助事業者は、交付対象経費(交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。
- (11) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (12) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 補助事業者は、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (14) 補助事業者は、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (15) 知事が必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業名	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) - ((B)+(C))	備 考
有機農業産地 づくり推進事 業	円	円	円	円	

債権者コード：

債 権 者 名：

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人 (カナ)〇〇〇〇

普通・当座 〇〇〇〇〇〇

様式第4号（第7条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた令和 年度有機農業産地づくり推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容（中止・廃止を除く）

（以下、別紙様式1に準じて記載し、変更部分は2段書きとし、変更前を上段に括弧書きとすること。）

様式第5号（第9条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
有機農業産地 づくり推進事 業	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた有機農業産地づくり推進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別紙様式1に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業等の目的及び内容」を「補助事業等の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書（別添様式1）の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 番 号をもって交付決定通知のあった令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金について、有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付手続等に関する規則第14条に基づく補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 番 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告

予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第8号（第11条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、金 円と確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第9号（第12条関係）

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度有機農業産地づくり推進事業費補助金について、有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

債権者コード：

債 権 者 名：

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人 (カナ)〇〇〇〇

普通・当座 〇〇〇〇〇〇

別添様式1（第10条関係）

〇〇年度

有機農業産地づくり推進事業交付金調書
 （国事業名：〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金調書）

国			地方公共団体名										備考
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
有機農業産地づくり推進													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
 この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

